

第8回 倶知安町景観計画・緑の基本計画検討会議 議事概要

◎日 時	令和3年10月5日（火） 午後2時00分～午後5時00分
◎場 所	倶知安町役場 3階 第一委員会室
◎出席者	策定委員会：矢吹座長、大久保委員、辻井委員、笠間委員、佐藤委員、山田委員、 大萱委員、坂井委員、峠ヶ委員、古谷委員、カー委員、高岸委員
	傍聴者：4名
	事務局：まちづくり新幹線課 遠藤課長、桜井室長、星加係長、横山主事
	コンサルタント会社：(株)KITABA 百瀬、松浦

1. 開会

（桜井景観室長）

2. あいさつ（座長）

（矢吹座長）

- ・ 前回開催から2ヶ月以上経過している。
- ・ 事務局ではみなさんからいただいていたご意見、内容を精査しながら、改定したり、付け加えたりしながら修正を行ったと聞いている。
- ・ 本日はその内容が具体的になった部分、基準や、規制まではいかないが、色彩や景観のあり方についてより突っ込んだ資料の中身になっている。
- ・ さらに、これからの地域の方の行動指針などについてもより具体的な意見交流を行っていかねばならないと思っている。
- ・ 本日はこの辺りで良いとなった部分については、飛ばすという訳でないが、もっと前に進んでいきたいと思っている。今日も忌憚のないご意見をお願いしたい。

3. 議事

（1）景観届出基準・景観形成基準等について

（矢吹座長）

- ・ 資料の1について事務局の方から説明をお願いします。

【資料説明】

（事務局：桜井室長）

- ・ 資料1-1、1-2について。今回はぼんやりしていた境界を今回は全般ハッキリさせて示している。

● 市街地ゾーン

- ・ 市街沿道地域、国道5号と国道276号に加え、道道倶知安ニセコ線を追加。今は両国道に比べて商業性や交通量など控え目だが、高速ICバイパスとしての将来性踏まえ、国道と同じ扱いとした。
- ・ 公共・業務地域は、国道276号を挟んで北側の出ているところが厚生病院敷地となっている。厚生病院も公共業務的な存在であるため、公共・業務地域に追加した。

● リゾート周辺ゾーン

- ・ 一部地域の名称変更を行った。
アンヌプリ自然公園地域→ニセコ連峰自然公園地域。
- ・ 「リゾート外縁エリア」という名称では、その地域がリゾート地域に内包されるか、外部となるのか伝わりにくいため、リゾート地域外である意味を込めて、「リゾート近隣エリア」へ変更した。
- ・ ニセコ連峰自然公園地域と対をなす存在として、半月湖や登山口から上側を羊蹄山自然公園地域を設定した。
- ・ 各地域の自然の保全度を断面化したイメージ図を作成した。両端に並んでいるニセコ連峰自然公園地域や羊蹄山自然公園地域は自然公園法に基づく厳格な建物規制があり、その間に尻別川を挟んでそれぞれの地域があるというイメージ図となっている。
- ・ また、高砂団地、タージ・マハールやネッツトヨタの奥側と、高台下のセレモニーホールようてい奥を住環境形成地域（住宅地）の飛び地エリアとして追加した。
- ・ 郊外沿道地域の北端と南端を明確化した。北は峠下のニセコ環境(株)や羊蹄ハイツ付近まで、南は字比羅夫の道栄紙業(株)までを郊外沿道地域として大きな工場や敷地を持つ工場などの事業所があるエリアとして色分けした。

● 農林ゾーン

- ・ 地域分けについては前回から大きくは変わっていない。南部森林地域を新設の羊蹄山自然公園地域に合併。
- ・ 南部営農地域が羊蹄山麓自然公園地域と隣り合うことから、羊蹄山麓営農地域と変更した。

【質疑応答】

(矢吹座長)

- ・ 前回のみなさんの意見を踏まえて名称の変更や追加を行ったという説明があった。
- ・ リゾート外縁地域をリゾート近隣地域に名称変更し、重点エリアに位置付けたと説明があった。
- ・ アンヌプリ以外の峰も含まれているので、アンヌプリ自然公園地域をニセコ連峰自然公園地域とし、それに向かい合う形で、羊蹄山自然公園地域を設定した。
- ・ 南部森林地域を羊蹄山自然公園地域と一体した。
- ・ 南部営農を羊蹄山麓営農地域と名称変更した。より具体的な名称になった。
- ・ 市街沿道地域に国道5号や道道倶知安ニセコ線沿道を追加した。ICが追加され、それが国道5号まで伸びるということであるため、道路沿線に関する屋外広告物や建築物に対する

1つの考え方となる。

- ・ 高砂団地を飛び地にはなるが、住環境形成地域に追加した。
- ・ イメージの図面として倶知安町の南北、少し東西に横断したような模式図が示された。
- ・ もう1度確認したいことなどあれば、今お受けしたいがどうか。

(辻井委員)

- ・ 前回より、羊蹄山という立地で整理されている。前はニセコ連峰中心に整理されていたが、羊蹄山があって、それを取り囲む農地という形で明確になったので、非常に良いのではないか。

(古谷委員)

- ・ 異論ない。

(矢吹座長)

- ・ 以前より、よりわかりやすくなったと思う。これをベースにしながら、景観形成地域のゾーン・エリア分の具体的事例として進めていってほしいと思う。

(笠間委員)

- ・ 資料1-1「リゾート周辺ゾーンの保全レベルイメージ」について、上にある高いところほど環境を守っていくという意味合いで上に伸びているのと思うが、郊外沿道地域が1番低くなっている。
- ・ 郊外沿道地域は準工業地域のような土地利用があって、色々な土地利用をして良い地域であって良いと思うが、札幌市からスキー場まで向かうときに多くの人が通る場所である。ここが1番雑然とした景色を見る。
- ・ 土地利用としては、色々な要素を歓迎しても良いと思うが、20mの看板をやめて、緑を植えて奥の大きな建物が見えないようにしたり、緑や花による植栽をするなど、車や自転車、歩行者が気持ちよく通れるエリアにすべきである。
- ・ 国道も道道も含めて、道路沿いはそういった意味では大切にしたい方が良い部分だと思う。

(矢吹座長)

- ・ 続いて、景観形成基準と届出対象行為について説明をお願いする。

【資料説明】

(事務局：桜井室長)

● 参考資料1「エリアごとの特徴と配慮事項」

- ・ 前回、一部未完成だったものを全地域分を手を加えて全19地域分を用意した。
- ・ 「特徴から導く配慮事項」は前回資料で示したものから、項目内容を再構成し、「〇〇への景観を配慮する」といった漠然とした言い回しを極力なくし、各地の景観計画などから拾い集めた事項を、A～Wの23項目で類型化した。それぞれの地域に当てはまるものを掲載している。
- ・ P1 駅前通りが該当項目が多く、23項目中17項目が配慮事項に該当。

- ・ 「配慮により高まる地域の魅力」は、前回のご意見により 11 項目に増やした。
- ・ 「特徴から導く配慮事項」と「配慮により高まる地域の魅力」の項目は 1 対 1 対応で書いているが、何故その地域の景観を守ろうとするのか、景観計画によって、どんな良きものが生じるのか、この作業を通じてはっきり見えてきた。
- ・ 裏面の写真は、前回未作成地域分の追加や、既存地域でも追加しているものがある。景観阻害となっている事例も、自分が知っている部分についてはなるべく差し込んでいる。
- ・ 時間の都合により詳しい内容については説明を省略する。

● 資料 1－3 各地域の景観届出基準/景観形成基準パターン総括表

- ・ 前回、「届出対象行為や景観形成基準は地域ごとバラバラではなく、どの地域にも通用する設定に統一したいとお話しし、参考資料 1 の各地域の特徴や配慮事項を整理していくなかで、ルールが形が見えてきた。
- ・ 市街地景観検討部会（以下「市街地部会」）と景観地区検討部会（以下「景観地区部会」）で整理する地域を除き、届出対象行為が 2 パターン、景観形成基準も 2 パターンにまとめた。
- ・ 届出対象行為は前回示した基準をベースに基本的な一般基準を煮詰めた。そして、リゾート開発圧力が高まるなか、森林保全を図る、リゾート近隣エリア（準都市拡大予定エリア）については、比較的小規模な建物や造成を想定しており、それらを行政が見届けられるよう、造成や伐採の届出規模を下げて設定している。

● 景観届出基準表

- ・ 変更点があるところは黄色に塗っている。建築物の面積の部分が概ね黄色となっている。

① 建築物

- ・ 前は北海道の羊蹄山麓広域基準と合わせて、建築物の届出対象面積は延べ床 1,000 ㎡としていたところである。
- ・ 各地の景観計画を見比べると、延べ床面積で書いているところもあれば、建築面積のところもあった。
- ・ 同じ延べ床面積 1,000 ㎡でも平屋と 3 階建てではワンフロア面積が大きく違ってくるため、倶知安町では建築面積の数値を用いた方が良いと思い、延べ床面積から建築面積に修正している。
- ・ 数値としては一般的な戸建て住宅は届出対象未満とし、それよりも大きいものを見ていきたいということで、建築面積 300 ㎡と修正している。

② 工作物

- ・ 工作物については、建築物の基準変更に合わせて連動させた部分がある。
- ・ 風力発電施設の扱いは、鉄柱、携帯基地局と同様に高さで 10m もしくは 15m、または煙突や物見塔と同じカテゴリに入れている景観行政団体が多いが、風力発電設備自体がこれまで倶知安町の市街地になじみのない景観であるため、市街地で小規模のものでも、低周波音の懸念も含め、町の方で見届けていきたい。
- ・ そこで、高さの制限を 5m に下げ、また、小型の風車が数多く並ぶ風景も気になるというご意見を踏まえ、他町村事例ではあまりない高さ 5m、築造面積 100 ㎡という設定とした。

- ・ 太陽光発電についてもパネルの反射光や、一面に広がる独特の景観など、他自治体でも色々気を付けているところであり、他の構造物とは扱いを分け、厳しめに 100 m²以上のモジュール合計面積を超えるものについて基準を設けた。戸建住宅の屋根ソーラーは対象にならない規模感を想定している。

③ 開発行為等

- ・ 造成や樹木の伐採などの項目があるが、リゾート近隣エリアとその他一般地域で、それぞれ数値を分けて届出対象規模に違いを設けた。
- ・ 一般地域の造成が黄色塗りになっているが、間違いである。ここは前回から 3,000 m²、法面擁壁 3m で変わらない。
- ・ リゾート近隣エリアでは 1,000 m² とし、樹木の伐採についても同じような考えである。
- ・ 土石等の堆積は、土地柄、雪の堆積は除くとしている。

【質疑応答】

(古谷委員)

- ・ リゾート近隣エリアの「一般地域と同」という記述は、同じ表の左列と同じという意味か。そうであれば、数値を記載した方がわかりやすく良い。
- ・ 参考資料 1 の農林環境保全地域内、「地域内を新幹線路が縦走予定」とあるが、通るのは高速道路である。

(事務局：桜井室長)

- ・ 修正対応する。

【資料説明】

● 景観形成基準

- ・ 参考資料 1 でまとめた内容や、各地の景観形成基準を見比べていると、景観形成の大きな観点は、表でまとめた「景観資源への眺望」と「周辺景観との調和」の 2 つに尽きると考えた。
- ・ 建築物の位置・配置や高さ、形態・意匠などの各基準についても、この大きな 2 つの観点に基づいており、一貫性を持った表現を意識した。
- ・ 景観形成基準は郊外・市街で大きな方向性（羊蹄山・ニセコ連峰への眺望確保や周辺景観との調和）に相違はないが、「周辺景観との調和」では、大事にする周辺景観自体が市街では“まち並みの連なり”、郊外では“農業や森林景観”と異なるので、一文の基準にまとめず、「市街地」「郊外」という形で区分した。
- ・ また、建築物そのものではなく外構にかかる部分の基準、倶知安ならではの豪雪への対応など、トピック的な要素を表の下の方「4、敷地の外構・その他」で取り上げている。
- ・ 言葉の書き方としては、前回のように「配慮する」という言い方は極力取り除き、「○○しない」「○○する」と言い切る形にしている。
- ・ 表中、補足欄の赤枠内文章について。各市町村事例を見ると、景観計画本体中の景観形成基準テキストはこのたたき台のような、シンプルな短文で抽象的なものであり、詳説は図入りのハンドブック（運用指針や基準解説）でフォローというところが大半であった。

- ・ 最初は、この景観形成基準を図入りハンドブックのように表せないかと考えたが、事業者も役場担当者も同じものを見て協議するためには、別冊の形でハンドブックを作成する方が良いと思った。
- ・ 色々な自治体のハンドブックを見た中で、北見市のものがわかりやすかったため、資料 1－5 で添付している。これに近いもので倶知安版を仕上げられたら、と考えている。
- ・ 形態・意匠の項目内で、「使用はアクセントに留める」としている「けばけばしい色」についても、今回別紙で整理した。
- ・ 北海道の羊蹄山麓広域景観推進基準で、けばけばしい色の定義がすでにあり、一方、倶知安の景観地区内で建物に使える色、また、くっちゃん型住宅で使える色というのも屋根、外壁でそれぞれ設定している。
- ・ 「使うことが好ましくない色」と「使ってよい色」は元来別物だろうが、各規定のマンセル値を比較した結果、青系・緑系で、景観地区内・くっちゃん型住宅で使用可能な屋根色が、北海道の「けばけばしい色」と被っているものがあつた。
- ・ 実際、青・緑の屋根はよく見かけるものであり、違和感もあまりなく思えるが、資料中のイラストのように、外壁が屋根と同じ青や緑になると、結構厳しいものがある。
- ・ 屋根色と外壁色は分けて考えた方が良いという結論に至り、屋根色の青と緑については、北海道の基準より寛容な町の色指定にしたいと考えている。
- ・ 赤系、黄色、紫系などの他の色相については、現在、倶知安町で広範に適用されている基準から特に、禁止する部分を増やすことには慎重さが求められるため、羊蹄山麓基準なりに組んだ。
- ・ 資料 1－4 に戻り、開発行為にかかる景観形成基準について。景観資源への眺望確保と周辺景観との調和は、建築物や工作物と同様に揺るぎないところであるため、それらをベースにして考えている。
- ・ 土地の造成の（４）緑の保全以下は建築物でいうところの外構のデザインとなる。

（矢吹座長）

- ・ 先ほど古谷委員からご指摘があつた訂正部分について確認する。

（古谷委員）

- ・ 参考資料 1、ニセコ環境(株)と表現するところ、旧社名となっている。
- ・ P30 農林環境保全地域については、尻別川河岸などと記載しているが、字峠下には尻別川は流れていない。字高砂・比羅夫と字峠下は別地域では。

（事務局：桜井室長）

- ・ 農林環境保全地域は、ニセコ環境(株)がある字峠下付近と、市街地を挟んで南側の国道 5 号周辺となる字高砂・比羅夫の 2 箇所を設定している。

（古谷委員）

- ・ 環境が異なるものであり、同じ名称というのはわかりづらいのではないかと。誤解を招く可能性があるため、名称を変えた方が良い。

（事務局：桜井室長）

- ・ 大きな飛び地配置は誤解を招くため、修正する。

(古谷委員)

- ・ 自分の会社付近のエリアの課題として、字高砂・比羅夫との大きな景観の違いは、高速道路が地域を縦断するため、動植物の環境に影響が生じる。この点を入れた方が良い。

(矢吹座長)

- ・ 町から花園スキー場へ向かう交差点から峠下のエリアにかけて、まさしく高速道路が通る。

(古谷委員)

- ・ その間の動植物の移動などが全く寸断されるため、課題となると考えられる。
- ・ 高速道路の工事は切り土、盛り土の両方に行く。また、切り土が多くて残土が多く出る。

(矢吹座長)

- ・ 実際の地区の現状や将来的にどう変わっていくのかは、しっかりと捉えていく必要がある。
- ・ 参考資料1は考え方や項目分けとしては良いと思う。内容については、今一度各エリアの特徴と配慮事項を見ていただき、指摘する点などがあれば言っていただきたい。
- ・ それぞれのエリアに会社がある方、住われている方、総合的な見地から見ている委員から成り立っている会議であるが、大久保委員はいかがか。

(大久保委員)

- ・ 当初から自分が言っている意見はあまり変えていない。字比羅夫から市街地、赤井川村へ抜ける国道393号、国道5号峠下の元スピードバークの方は国内外の投資が広がってきている。それについては、知らないうちに「大きい開発をします」といったことがないよう、事前に情報をキャッチできるような導き方が良いと思っている。
- ・ 届出の対象となる地域や面積を下げていく方向性は良いと思う。同時に懸念するのは、対象面積を下げることで、届出件数が増え、役場の対応が遅いと思われてしまうおそれがあること。役場の業務量増加のバランスも見ていただきたいと思っている。

(矢吹座長)

- ・ 導き出すための数値は根拠などを示さないといけない。このようなことも具体的に決めていかないと、後々課題を残すのではないか。
- ・ さらにご意見を伺いたい。

(カー委員)

- ・ リゾートの緑を増やすことは賛成。
- ・ リゾートというのは、建物だけではなく、お客さんが喜ぶ場所でもある。
- ・ 参考資料P21 ノースヒルズのところは、食べるところ、子どもを遊ばせるところもない、今のスタンスでは、建物だけを見て中身まで見られていないと思う。
- ・ 最低敷地面積を300坪(1,000㎡)くらいで設定すると、居酒屋などは建てられるのか。投資の視点では芳しくない。

- ・ 別荘のみで夏季はお客さんがいなくなり、地域全体が暗くなつてはリゾートとして心配なところがある。
- ・ 小さな土地の区割りも可能にして、そこで飲食店や買い物、遊ぶ場所ができるとリゾートにもプラスになると思う。

(桜井室長)

- ・ 先日の景観地区部会においても、今のようなご意見をいただいていた。建物の最低敷地面積については、景観地区部会にて検討を続けているので、そちらで詳しく提示したい。

(古谷委員)

- ・ 開発行為について、樹木の伐採や造成面積 1,000 m²の根拠は何だろうか。届出すれば許可してくれるものなのか。そして、誰が判断するものなのか。

(桜井室長)

- ・ 道路から露骨に見える場所の伐採であれば、手前側に木を残して欲しいなど、配慮してもらった上で、町が判断する。

(古谷委員)

- ・ 1,000 m²ならば1反しかない。郊外エリアに関しては、台風や風倒木の問題がある。景観のために風化したものを残すことで、物損事故や人身事故の危険性につながるのではないか。

(事務局：桜井室長)

- ・ 風倒木や日常の管理で発生するものについては届出対象外となる。

(古谷委員)

- ・ そういう恐れがあるから伐採する。
- ・ 届出面積ではなく、伐採して工作物を建てた後、低木でも良いので緑化してください、というような具体的なルールにすべきではないか。
- ・ 河川敷の柳は1年で1.5 mくらい伸びるため、10年も経てば20～30 mになってしまう。生命に関わるような問題。景観で人の命ははかれない。
- ・ 郊外の伐採については、1,000 m²ではなく 10,000 m²など法律で決まっている基準で良いのではないか。
- ・ 造成に関する土石等の堆積についても、真平な土地はないため、どこを基準に3 mにするのか、一番高いところか、低いところから決めるのか。広い土地の中を数値で規制するのは撤廃してほしい。
- ・ 許可する際にどんな判断で行うのか。非現実的な数値設定は行うべきではないと考える。

(笠間委員)

- ・ 届出については、町の知らないところで何かが起こるというのは阻止したいため、何かを行う前に1度役場に提示してほしいというスタンスであると思う。

(古谷委員)

- ・ 造成面積 1,000 m²や高さ 3m という数値を設定するのは、いかがなのか。

(笠間委員)

- ・ 数値は精査が必要になる。

- ・ ここで記載してあることは、1,000 m²以上の開発行為ができなくなる訳ではなく、1,000 m²以上のものは全て届出をしていただきたいということである。

(古谷委員)

- ・ 担当者がその届出を受理した際に、どう判断を行うのか、ということを言いたい。役場ではどこが担当になるのか。

(事務局：桜井室長)

- ・ 景観室が担当となる。

(古谷委員)

- ・ まちなかの1、2反(1,000、2,000 m²)の土地ならまだしも、山中で行われる行為に良い悪いの判断をどのように行うのか。

(矢吹座長)

- ・ ある県の例だが、ここでいうリゾートに近接しているところの森林地帯を伐採する際には厳しい基準が入っているところがある。
- ・ 森林地帯でもリゾートから離れた末端部では、配慮してくださいということしか書かれていない。
- ・ 全部が全部伐採するわけではない。付帯事項として植栽しなさいなど、付け加えることは当然だと思っている。

(古谷委員)

- ・ 開発行為の残地森林や林班など色々なルールが入っている中で、町が景観を審査する際にルールと数字がぐちゃぐちゃになり、むしろ厳しい数値で判断されてどんなメリットがあるのか疑問に思う。開発者や住民が嫌な思いをするだけではないか。
- ・ 熱海市のような違法盛り土をさせないような、数値ではなく、何かの形で関与できる仕組みを作ってはどうか。
- ・ この数値を設けない方が良いというのが私の意見である。

(矢吹座長)

- ・ ここでこの数値の良し悪しは即決できないが、このような基準を設けようと事務局として示した形である。届出の要件としては厳しい数値である。さらに考えていかなければならないところが見えてきたのではないかとと思っている。

(古谷委員)

- ・ 行為をしたそのときは、コンクリート剥き出しで景観的に良くないと思っても、10～20年経ったら自然となる。地域を良くするためには行う勇氣も必要である。
- ・ すべて原生林で開発されていない風倒木がぐちゃぐちゃの状態のままであることが本当に良いことか。私はそう思わない。1～5年、目を瞑っても、将来のことを考えても行った方が良いと思っている。

(矢吹座長)

- ・ 伐採をしても良いが、そこに「しっかりと植林をしてください」というルールが入っていないとバランスが取れない。

- ・ 色々な人がその地区に入ってくるときに、風倒木にならない樹種の植栽が必要になるというのを、どこかでうたっていないといけないと思っている。

(古谷委員)

- ・ 植栽や植樹はそんなに難しい話ではない。野放しの雑木林より後世に役立つのが植林だと思っている。
- ・ 作ったことによって、将来の人たちの足枷になるようなルールとはしたくない。
- ・ 国基準はもっと規模が大きいのだから、基準ではなく希望として提示すれば良いのではないかな。

(矢吹座長)

- ・ 確かに、白樺が30mになるととんでもないことになってしまう。
- ・ この場でこの数字で行きましょうという話にはならないと思う。
- ・ ここはもう少し時間を取って、現状を見ながら、みなさんごの意見を集約し、進めていってほしいと思う。

(辻井委員)

- ・ 運用上の課題はある。厳しくすればするほど審査が増えるため、大変だと思う。
- ・ ハンドブックを作っていこうとしているが、基本的な考え方に加え、景観上より良い形でできないか、必要な施設機能を満たしながらも、工夫できることを例示できると良いと思った。
- ・ 風致地区の事例にあるが、5m以上の法面は段切りして植栽しませんか、といった工夫を示せるような、わかりやすいハンドブックを合わせて揉んでいけば、みんな納得ができるのではないかと考える。
- ・ ただ、ハンドブックひとつで解決できるとは思っていないため、やむを得ず切り盛りするところは発生すると思う。そのため、良い事例やノウハウを蓄積していくことが大切かと思う。

(矢吹座長)

- ・ ある程度の運用指針、具体的なものを示していかないと、届出基準数値だけだとわからない部分もある。
- ・ これからはハンドブックのようなものが必要だと言われているため、良い事例を増やしていき、その中で課題が残るものを検討しながら、さらに良いものを加えていくことが必要ではないかな。

(カー委員)

- ・ 字山田や比羅夫地区の将来のために、倶知安にはICと新幹線が来ることが決まっていて、また場所も決定している。それなのに何故この段階で、景観上、そのようなお客さんを輸送するための具体的なプランニングが入ってきていないのか。

(事務局：桜井室長)

- ・ 高速道路と新幹線について、ほぼ計画の路線などは決まっているが、新幹線は、トンネル部が多いので、景観への影響が図り切れない部分もある。
- ・ エリア分けとしては、新幹線の予定線路の周り何mというような景観上の色分けは考えに

くい。例えば、緑色の保全型地域の中で IC 付近については、将来このような景観の作り方を
目指したという方向性を見据えるということは可能かと思った。

(カー委員)

- ・ 今の段階で場所が決まっているのであれば、全国の例もあるので、高速の周りをこのように
していくというようなプランに落とすべきではないか。
- ・ どのように将来的に新幹線や IC からお客さんが動くのか、インフラまでは難しいと思うが、
景観の中ではこういう動きが見えているという理解なので、10 年先の倶知安の流れとい
うことも検討する必要があると思っている。

(矢吹座長)

- ・ 現在倶知安町ではいくつかの委員会があり、新幹線の検討が別の会議で進んでいる。市街地
部会、景観地区部会、また、この会議の整合性を保っていつて計画内に落とし込んでいかな
いと、それぞれの部会で別な絵を描いていくことに成り兼ねない。

(カー委員)

- ・ 場所が決まっているという理解であり、わかっている部分のロケーションを落とすべきだ
と思う。

(古谷委員)

- ・ 高速道路ができると場所によっては今までよりも 1 km くらい回り道をしないと行き来で
きなくなる。今まで自由に往来できていたものが、動物も含め、できなくなってしまう。
- ・ 景観は生活あってのもの。そのようなことに密接に関係するため、高速道路や新幹線につい
ては入れ込むべきである。完成まで 10 年以内に迫っているので、カー委員のいう通りだと
思う。

(笠間委員)

- ・ 高速道路は盛り土などが入ってくるので、景観重要公共施設などに入れておいても良いと
思う。

(辻井委員)

- ・ 施設管理者は事業者であるため、指定はできるが適応除外になって景観協議を行っていく
というような内容になるかもしれない。
- ・ 今ご指摘の考え方は、景観重要公共施設に盛り込むのも 1 つの手かと思う。

(笠間委員)

- ・ 高速道路の IC ができたときに、そこが周囲と同じ紫色（農高・岩尾別市街地域）でいいの
か、というところである。

(カー委員)

- ・ このタイムスパンがどのくらいかにもよる。10～20 年もこの計画のもと、景観のまちづ
くりを進めていくのであれば、今プランニングしないと間に合わないということになる。
- ・ 新幹線や高速道路が通ることは素晴らしいことだと思う。ぜひ倶知安町からアピールして
いきたいところであるため、計画内に入れ込むべきだと思う。

(事務局：桜井室長)

- ・ 高速道路ができることによって、通行者に対しての大きな看板ができるなど、景観に大きな

影響があることが懸念される。

- ・ ゾーニングの色分けは道路や河川で切っているところが多いが、例えば、紫のエリアの IC 付近は景観を乱さないようなものをうまく入れ込んでいけたら良いと考えている。

(笠間委員)

- ・ 将来できるものを地図上に落とすのが難しいのであれば、国道沿い、高速道路沿い、IC の周り半径何 m という考えを別で示しておけば、予定地が少し変わったとしても対応していけると思うので、そういう作り方を検討されてはどうか。

(辻井委員)

- ・ そのようなことを織り込んでおくと、後々の整備計画が出てきた際に、景観上の配慮事項を整備計画に盛り込んでいこうとなる。
- ・ 絵面として難しいのであれば、検討し、提示をしておくことが大事だと思う。

(大萱委員)

- ・ リゾート周辺エリアでは建設残土を敷地内から出さない、処理するにしても、自分の敷地の中で処理する、そのための工夫をしてもらう。
- ・ 土砂を一旦外へ運び出すということだと、実際に問題になっているようだが、ゴミが捨てられ、そうなるととんでもないことである。
- ・ まずは利用の仕方にしても、計画をされるものをそこで作ろうとするのであれば、その土の処理を敷地内で行い、植林するなど、色々な作り方があると思う。
- ・ そのようにしないと、将来20年30年経ったときには目も当てられない感じになるのではと思う。
- ・ その土地にあったものはその土地で処理するというルールが1番単純で良いのではと思って聞いていた。
- ・ 残土や造成で出た土は資源を考えて、資源だからその土地に置いておくということにする。倶知安のように環境の良い場所なので、思い切ってそういう方向性にしてみてはどうか。

(矢吹座長)

- ・ 色々な課題点が見えてきて、ひとつひとつクリアしなければならないという気持ちが強くなってきた。
- ・ 出たご意見については盛り込みながら、できるだけ早い時期にまたみなさんと議論できるようにしたい。
- ・ 基準というのは非常に生々しい部分もあるが、避けて通れないものである。もっとこれは議論しいかなければいけない。かなり良いご意見をいただいたので、それをさらに盛り込みながら、新幹線や IC などの新しい風景になっていくことも意識して進めていきたい。

(高岸委員)

- ・ 資料1-4のこの円(けばけばしい色のマンセル色相環)は良いと思うが、これに入っていない黒などを禁止するというのは厳しいと思う。赤や青の原色が禁止というのはわかるが、

白黒については厳しいのではないかと思います。

(矢吹座長)

- ・ 黒が好きなのを止めるというのはできないのではないかと思います。

(高岸委員)

- ・ 黒はやめてください、というルールになっている。少し黒が薄めだったり、茶が入っていると認めてはくれる。

(事務局：桜井室長)

- ・ 景観地区や倶知安型住宅については、白黒の制限はあるが、景観届出については高い彩度のみを禁止としている。

(笠間委員)

- ・ 明度については、景観計画の中ではルールを設けないとしているのか。
- ・ 赤青黄などの原色については制限するが、明るい色、暗い色に関しては特に制限を設けないということである。

(矢吹座長)

- ・ 羊蹄山麓広域景観形成基準のけばけばしい色の制限を基本として、くっちゃん型住宅の補助基準も踏まえ、今のルールを示している。

(事務局：桜井室長)

- ・ この基準案も、けばけばしい色を1cmも使ったらダメということではなく、アクセントとして2割までなら可能としている。

(矢吹座長)

- ・ 景観形成基準を支える資源の指定方針や整備についての説明を受けたい。

【資料説明】

(事務局：桜井室長)

- ・ 景観重要建造物や重要樹木について、概要や事例はこれまで参考資料でお示ししてきたが、景観計画本体にどのように掲載するのかということで、資料を作成した。
- ・ 資料1－6各ページ右側、青線枠囲みのある「指定の方針案」の部分が、景観計画に記載される部分。

● 景観重要建築物

- ・ 景観計画内で景観重要建造物を具体的に指定することは現在考えていない。
- ・ 実際に対象候補が出てきた時は、景観審議会などを踏まえて指定していく形になる。
- ・ 歴史的な建築物とは限らず、黒松内町では事例のように、新しい公共施設を指定している。
- ・ 倶知安町では新幹線駅も将来指定の対象に成りえる。
- ・ 旭ヶ丘のジャンプ台も老朽化せず現役であれば、景観重要建造物なりえたと思う。

● 景観重要樹木

- ・ 景観計画内で具体的に樹木を指定することは現在考えておらず、指定の方針案を提示する。
- ・ 公共の樹木、民地の樹木どちらでも可能だが、誰もが見られる場所にあること、というのは必須条件となっている。
- ・ 指定のメリットは樹木所有者、管理者、地域にもあるが、指定樹木は公共的なシンボルとして扱われるため、所有者でも勝手に切れないなど、私権の制限となる部分もあるので、慎重な指定が必要となる。

● 景観重要公共施設

- ・ 具体的には道路や河川が対象となる。
- ・ 既に北海道景観計画にて、羊蹄山麓の国道や尻別川など指定されている状況である。
- ・ 倶知安町景観計画においても、これらの指定物に加え、景観上重要な多くの道路やクトサン川、ポイントサン川など、これまでの検討会議で出てきたものを指定する考えである。
- ・ 右ページの（１）指定に関する事項や（２）整備に関する事項が、景観計画に記載される内容イメージとなる。

● 屋外広告物

- ・ 屋外広告物については、各自治体で書き方が異なる。
- ・ 屋外広告物法に基づく都道府県や市町村の条例により許可することになっており、独自で条例を設けるところもあれば、景観計画のみで許可は北海道が行っている町村など、実態が様々である。
- ・ 倶知安町も北海道屋外広告物条例による規制の中にある状態である。
- ・ 道条例の規制内容は、郊外地域においては高さ 10m 以内の看板にとどめる、自家用の看板以外の設置はできないなど、倶知安町の景観に対しかなり有効な内容となっているが、高さや表示面積の定量的な基準が主で、羊蹄山への眺望やまち並みの連なり、広告表示の色彩やデザインといった観点がない。
- ・ また用途地域内の商工業地域では高さ 20m までの看板が許可されたり、国道、道道から離れた町道沿いは規制対象外だったり、色々な弱点も抱えているのが現状である。その辺りも踏まえ、定性的な方針案について、ここで示している。

● 景観農業振興地域整備計画

- ・ 実際に計画を策定している自治体がかなり少ない。
- ・ 一方で、景観計画中の「基本的な考え方」で、将来の景観農業振興地域整備計画の可能性や方針を示している道内自治体は多数ある。
- ・ 倶知安も農業の町であるので、基本的な考えなどは景観計画内で盛り込んでいきたい。
- ・ 愛媛県内子町の景観農業振興地域整備計画を見てみると、農業景観に特化した景観計画といった作りで、町の中でも特に素敵な棚田の景観がある地区を指定し、その素晴らしい景観とは何か、それをどのようにつなげ伝えていくかの方針まとめたものとなっていた。
- ・ 景観農業振興地域整備計画で最も大事なものは、地域に根差してきた農業の姿を景観で縛る

のではなく、農業という生業が続いてきたからこそ、景観ができ上がっており、農業振興と反するものではないということ。生業のシーンに自ずと生じた、美しい景観に光を当てていくというスタンスが最も肝要だと思い、町の農業振興地域整備計画との整合性を図り、それを後押しできるような計画策定を検討すると表現した。

● 自然公園法の許可基準

- ・ ここの、倶知安町の現状を左ページの青色部分で説明している。
- ・ ひらふ坂はひらふ亭から上、シャレーアイビーやアルペンホテル、第一駐車場も国定公園の第三種特別地域という位置付けになっている。
- ・ 町が設定した景観地区は法律上、国定公園を含めることができない。
- ・ 結果として、ひらふ坂という一連のストリートではあるが、ひらふ亭から下は、町の景観地区ルールにより建物が建てられ、ひらふ亭から上は、国定公園のルールで建物が建てられてきた。
- ・ そして国定公園内は、北海道の景観計画でも適用除外となっているため、ひらふ坂の途中から上は、道の景観部署も町の景観部署も、建築計画の具体的な内容に絡めない、という縦割りになってしまっている。
- ・ 国定公園のルールが景観地区のルールのように、建物の規模など厳格な規定になっているため、今のひらふ坂全体のまち並みが形成されてきた。
- ・ ただ、1本の線を境界として国定公園と景観地区とのルールが変わってしまい、一体的な景観を作っていくにくいのも切ないため、倶知安町景観計画においては、国定公園内も計画区域内として、町から計画の誘導や意見を行っていくことを考えている。
- ・ また、景観法には少し変わった規定があり、北海道の自然公園部局が自然公園地域内の建築物や工作物に課す自然公園法のルールに、当地の景観行政団体が、ご当地ルールを追加（上乗せ許可）できるという仕組みがある。
- ・ ただ、元来の自然公園法ルールとご当地ルール、共に道に審査・許可もしてもらうという性質上、実践例は全国でも少ない。
- ・ 倶知安町のスタンスとしては、右ページ方針のように、情勢や必要に応じ、この上乗せ許可の仕組みも検討していく、という形を考えている。

● 景観整備機構、景観協議会、景観協定。

- ・ 役場のみが景観づくりを担うのではなく、地域みなさんと一緒に景観を作っていこうということの体現に関わる部分となる。町内で具体的な指定候補はないが、景観計画が動き出した後、行政との協業体制を形作っていくための器を、景観計画の中に載せていく。

【質疑応答】

（矢吹座長）

- ・ 景観重要建造物や重要樹木、公共施設、等々について説明があった。
- ・ 現実的に倶知安町内を概観した時に重要樹木はどこにあるのか、重要建造物がどのような

ものがあるかなど、まだ整理されていない段階ではあるが、各項目のまとめ方としてはこのような感じで良いのか、この部分はどうか、などご意見があればいただきたい。

(笠間委員)

- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木、景観農業振興地域整備計画、景観整備機構など、将来定めていくかもしれないということを記載するということか。
- ・ 景観重要建造物や景観重要樹木にしろ、そのようなところだと思っている。
- ・ 重要公共施設については、景観地区部会でもロス委員が国の河川の整備が雑すぎるなどの話をしており、景観重要公共施設については高速道路など、戦略的に考えて、色々なものを盛り込んだ方が良いと思っている。
- ・ 屋外広告物は今回しっかり定めていくということで、議論していければ良いと思っている。

(矢吹座長)

- ・ もっと具体的に盛り込んでいくべきだということか。

(笠間委員)

- ・ 実際に今まで行ってきた整備もあるが、国道5号は無電柱化されたが、併せて街路樹や植樹柵が減ったと感じている。サンモリッツ大橋から先の道道は歩道部がレンガ調になり、照明柱が緑色で整備された。これら北海道や開発局の整備内容への将来の要望をここに書いていくことも可能なので、盛り込んでどうか。

(矢吹座長)

- ・ 間近に迫ったこと、実現できそうなものはもっと具体的に盛り込んでいった方が良い。

(峠ヶ委員)

- ・ 景観上重要な登山道や遊歩道などもあって良いのではないか。硫黄鉱山跡への道などまだ残っているだが、このままいくとなくなっていってしまうため、残すことで景観形成の1つになるのではないか。
- ・ 半月湖については、ミズナラの木が赤いペンキで塗られている。町の管轄ではないためそのようなことになっているのかと思うが、景観重要樹木に指定することで守られていくものか。

(事務局：桜井室長)

- ・ 半月湖の四季景観の中で、赤いペンキは色彩的に目に付くという話を管理者にしていくことはできると思う。

(笠間委員)

- ・ 景観重要樹木は持ち主の了解を得られないと指定できない。
- ・ 道有林であれば、北海道に了承を得に行くことになる。その中で、北海道に重要景観樹木に指定するまでもなく町の求める管理が可能か、また、景観重要樹木に指定することでしっかり守っていけるかなど、そのような協議というのは今後行っていくべきと思う。

(矢吹座長)

- ・ 指定の承諾を得て、北海道から町に管理を任せられるということも考えられる。その方が良い場合もある。大事と感じたものに対し、まずは行動を起こすことが大事。

- ・最後、その他について事務局よりあるか。

(事務局：桜井室長)

- ・ 参考資料 2 について、分野別方針の叩き台を次回示したいと考えている。先行市町村でどのような形でまとめているか、時間のあるときに目を通していただければ幸いである。

(2) 町内の景観づくりにつながる取り組みについて

【資料説明】

(事務局：横山主事)

- ・ 資料 2 について説明する。
- ・ 景観計画第 7 章「景観まちづくりの進め方」のうち、本日は P3 からの「2. 景観まちづくりの推進方策」についてまとめている。
- ・ これまで町内での様々な活動についてまとめてきたが、景観づくりの推進につながるという部分で、推進方策として整理している。
- ・ 昨年、みなさんに整理していただいた別紙の基本方針に沿って景観まちづくりの内容を精査した。
- ・ また、カテゴリ分類として「知る・つたえる」など、前回提示した 8 つのキーワードを各方針に当てはめ、作成している。
- ・ P4 (1)「豊かな緑と水を生かす【自然・地形】」は、基本方針案 1「豊かな緑と水を生かす」と連動している。
- ・ 同項目内「1) 身近にある自然にふれる機会の創出」は、基本方針案(1) 2 行目「羊蹄山や尻別川など、この町に関わる全ての人の「ふるさと」を象徴する風景を大切にします」が該当する。
- ・ 1) 以下の文章(「ふるさと」を象徴する～)については未精査。今回はこういった構成で掲載するかをご覧いただきたいと思っている。
- ・ カテゴリとして「知る・つたえる」「たのしむ」「はぐくむ」に対応する。
- ・ 同項目内「取り組みの例」して、百年の森に生息する動植物の観察・調査研究、ネボスケ通信や寺子屋ミュージアムなど例示している。
- ・ 「2) 自然環境に対する保全活動の推進」は基本方針案 1「羊蹄山とニセコ連峰、緑豊かな森林や河川の環境を守ります」に該当する。
- ・ カテゴリは「はぐくむ」「まもる」「ととのえる」に対応する。
- ・ 取り組みの例としては、百年の森保全活動やコマクサの除去活動が関連する。
- ・ P5 (2)「四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業【農林業】」は、基本方針 2.「四季折々に表情を変え、営み豊かな農業」と連動している。基本方針案では「農業」だが、会議内での意見を踏まえ「農林業」としている。
- ・ 同項目「1) 農業に関する情報発信及び啓発」は基本方針案 2 のうち「私たちの「原風景」

- として記憶に残り、まちの自然と暮らしの豊かさを印象付ける農業景観を大切にします。」に連動しており、カテゴリは「知る・つたえる」「つなぐ」「たのしむ」が該当する。
- ・ 取り組み例は、“じゃがいもの花”情報発信、ニセコ朝市、JA 農業ようてい祭りなどが該当する。
 - ・ 「２）森林資源の循環利用の推進」は現基本方針案には対応項目が無いが、農業のみでなく林業も含めたいことから新たに設けた。カテゴリは「たのしむ」「ととのえる」で、取り組み例は、地域材を利用したものづくりができる場の提供となる。
 - ・ 地域材の利用促進により、倶知安らしい風景が作れるのではないかと考えている。
 - ・ P6 「３）農業環境や地域資源の適正な維持管理につながる取り組みの促進」は
 - ・ 基本方針案２のうち「私たちの営みと暮らしを支える～」が該当する。カテゴリは「まもる」「ととのえる」、取り組み例は、農業後継者及び担い手対策事業や、農業・農地の再生・継続のつながる支援が該当する。
 - ・ P7 「（３）「住みよい生活環境と潤いのある都市づくり【まちの基盤】」は、方針案３内「身近にみどりの潤いとまち並みの～」が該当する。カテゴリは「はぐくむ」「ととのえる」となる。
 - ・ こちらの文章（町民の心に～）も精査中だが、記載済みのものに加え、農業高校との連携や街路樹について内容を加えたいと考えている。
 - ・ 取り組み例は、清掃活動に当たるもの、まちなかの花壇づくりなどに力を入れて紹介していきたい。まちの基盤として、道路の除雪体制も入れている。
 - ・ 「２）地域特性に対応した魅力的なまちづくりの推進」は方針案３内「後志地域の中心として、魅力的な市街地の形成に努めます」が該当する。カテゴリは「はぐくむ」「ととのえる」で、取り組み例は、羊蹄山の湧水を利用した水道の安定供給や流雪溝の管理など、生活基盤となるインフラに係るものなどを書いていきたい。
 - ・ 「３）自然環境と農業風景を活かした沿道景観づくり」は、カテゴリを「はぐくむ」「ととのえる」とし、取り組の例としては、シーニックバイウェイなどを考えている。
 - ・ P8 「（４）「産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める【暮らし・産業】」について。「１）自然環境を生かした持続可能なリゾート景観の形成」では主にリゾートについて書いていきたいと考えており、カテゴリは「知る・つたえる」「つなぐ」「たのしむ」「ととのえる」を、取り組み例はニセコ山系クリーン作戦や特定用途制限地域の見直しが該当する。
 - ・ 「２）暮らしに豊かさ、賑わいにつつながるまちなみづくり」は、市街地の暮らしに関わることを盛り込みたい。
 - ・ カテゴリは「つなぐ」「たのしむ」「はぐくむ」で、取り組み例は、くっちゃん型住宅、駅周辺まちなみガイドライン（市街地景観部会で検討中のもの）などが該当する。
 - ・ P9 「（５）「育んだ地域への愛着を次の世代につなげる【人々の愛着・文化】」について。
 - ・ 「１）一人一人の美しい行動による景観文化の醸成（※本文中は“構成”とあるが、表記の誤り）」は、カテゴリを「知る・つたえる」「はぐくむ」「うけつぐ」とし、取り組み例は現在整理中である。
 - ・ 「２）町民の意識向上につながる取り組みの推進」は、カテゴリを「知る・伝える」「たの

しむ」「はぐくむ」「うけつぐ」とし、取り組みの例としては、漫画くっちゃん昔話制作、倶知安町寿大学、公民館の文化講座、くっちゃん羊蹄太鼓の保存などが該当する。

- ・ 「３）景観まちづくりの次世代を担う人材育成」では、カテゴリが「知る・伝える」「つなぐ」、取り組み例は、くっちゃんワンダーキッズや世代間交流などを挙げている。

（事務局：星加係長）

- ・ 補足。今申し上げた（５）「育んだ地域への愛着を次の世代につなげる～」の部分は、基本方針案においては「道端に落ちているゴミを見つけたら拾うなど、私たち自身の日ごろの行動から、心に潤いのある美しい景観文化を育みます」とある。
- ・ これまでの会議で、景観文化という言葉をしっかり入れ込み、景観づくりに活かしていこうというご意見をいただいている。
- ・ 景観文化とは何かとは、赤文字部の「町民１人１人が、倶知安ならでのふるさとの風景を誇りに想う気持ち、その風景を守り・活かし・伝えるために行動していること」と書かせていただいている。
- ・ 今後、どのように第７章の推進方策に入れていくかは、大きな課題になると思っている。
- ・ 取り組みの例は既存のものを積み上げている。私たちが未だ把握していない取り組みもある。
- ・ さらに、既存の取り組みで足りない部分を、新たな動きとして取り入れ、目標につなげていくこともできている。具体的事例の他の考え方や取り組み方など、町民全体で意識を高めていける取り組みがあれば、ご意見いただきたい。
- ・ P9 （５）「育んだ地域への愛着を次の世代につなげる」の「次の世代」とは子どもたちだけでなく我々の世代も含まれる。小中学校教育、農業高校とのつながりなどは、非常に重要だと思っており、今別途、整理しているところ。
- ・ その農業高校について整理しているものを、今後うまく（５）に反映し、子どもたちの教育にも積極的に関わることを入れていきたい。
- ・

【質疑応答】

（矢吹座長）

- ・ 第７章の景観まちづくりの進め方ということで、方向性が示された。タイトルと文章の中身が整合性がまだ取れていない部分があるので、そこは事務局で再度整理してほしい。
- ・ P9（５）「育んだ地域への愛着を次の世代につなげる」に、P3（１）からP8（４）までの色々な事例が凝縮されるような気がする。

（佐藤委員）

- ・ 各ページの「取り組みの例」内は行政が関わっている事例ばかりのようだが、倶知安町の原風景の文化として、金比羅寺さんの火渡りなどの祭典や倶知安神社の松前神楽など、民間で行っているそのような取り組みについても入れると良いのではと思っている。昔から続いている文化を伝える心が少し足りないような気がしている。
- ・ 民間で取り組まれているものも、今後活発になっていくだろう。
- ・ 昔から続いているような我々が小さい頃から見慣れている風景や文化もしっかりと伝えて

いくと良い。

(山田委員)

- ・ 町内会の活動であったり花壇をみんなで作っていたり、空き地の草刈り・清掃なども当てはまってくるだろう。

(佐藤委員)

- ・ 地域に根付いたものをもっと載せるべきだと思う。
- ・ カー委員が取り組んでいる「くっちゃん空の駅構想」も倶知安町の新しい文化につながるかもしれない。

(山田委員)

- ・ 人々の愛着と文化について、息子が小さい頃、バーベキューをしたときに近所のおじさんたちに遊んでもらったことも原風景に残っているような感じがする。
- ・ あの頃のひらふ第4町内会は当時子どもがとても少なかった。どこで生活していても大人になっても、長期の休日になると必ず帰ってくる。近所のおじさんたちが育ててくれたという思いがある。

(矢吹座長)

- ・ そこが大事なところだと思っている。昔から、協働して取り組んでいくことはお互い様という考えがベースにある。それが心の1つの原風景であり、子どももそこに戻ってくる。目の前に展開しているその景観が阻害されてはがっかりである。そのための景観計画である。
- ・ どこかでそれを生かしながら、色々な仕事成り立っていることをここでうたっていかなければならない。
- ・ 第7章は大切なところだと思っている。

(大萱委員)

- ・ おっしゃる通りだと思う。

(笠間委員)

- ・ 地域ぐるみの取り組みもあるが、観光的な活用の部分をもっと入れなくても良いのか。
- ・ 冬のリゾート観光客や夏にもお客さん来てほしいことにつながるが、自然環境を楽しむような、夏のラフティングや冬のスノーシューなど、景観の中でどのように暮らしていくのか、というのは観光のところに入ってきて良いと思う。
- ・ 羊蹄山の周りを自転車で1周するなど、景観への活用を考える必要がある。

(矢吹座長)

- ・ それは必要だと思う。訪れる方と一緒にその場を良くしていこうというような、一緒に楽しむという取り組みがうたわれると良い。
- ・ 風景、文化であったり、川や山、空を使って楽しむということなどが入ってくるため、ここでうたい込めると、第7章が景観計画内の各論の裏付けとなっていくと思う。
- ・ 先ほど新幹線と道路の話も出ていたが、新幹線のことはいくらと捉えなくてはいけなとわかった。
- ・ かつてはワンダーキッズで小学生児童が自転車に乗って羊蹄山の周りを1周したり、倶知

安中学校の生徒がマラソンで1周していて、それぞれの土地の人たちとの交流があった。それが忘れられなかった子どもたちが将来戻ってきたりする。

- ・ せっかくここに「知る・つたえる」「うけつぐ」「はぐくむ」などの考え方があるので、これをうまく活用しながら、整理していきたい。
- ・ 第7章についてはもっと現状を把握し、希望と夢を入れながら整理してほしいと思う。

(3) 緑の基本計画について(緑の現状・課題、基本理念・基本方針)

【資料説明】

(事務局：星加係長)

- ・ 資料3のP1～P3は前回までに示しているものとなる。
- ・ P1 現状と課題を整理している。施設緑地と地域性緑地の概念をお示しし、その分布を示している。
- ・ P2 今までの各種アンケートや今後見通される課題などを入れている。
- ・ (1)は公園や緑地について、(2)は市街地周辺の農地・森林・河川について、(3)は市街地の緑づくりをどうやって展開していくかを示している。
- ・ P3 緑をとりまく動向ということで、国や町の関連計画について整理している。
- ・ P4 現行計画について整理し、達成状況を整理している。
- ・ (2)の1)は数値的な達成状況を整理している。
- ・ 施設緑地と地域性緑地の数値について、前計画ではどのように数値を積み上げたか不明な部分があったため、今計画から、数値についてはしっかりと根拠を持って評価できるようにしたい。
- ・ 2)主な施策の取組状況は、基本方針として、①公園・緑地に関する方針、②都市緑化に関する方針、③都市景観の保全という3つの方針がある。
- ・ 具体的な取り組みはそれぞれ書いているが、①の公園関係は、公園の新たな整備などはなかなか進まなかった。基本的に維持管理のみであり、公園については、現状維持という状況であった。
- ・ ②都市緑化については、行政的に何かを取り組むという具体的なところまでいけなかった。
- ・ 街路樹は雪の関係でうまく活かすことが難しいところもある。都市計画道路についても街路樹を整備しないということで進んでいる。
- ・ 一方で、役場新庁舎については、町道に面して、町木のイタヤカエデなど10本ほど植えて取り組んでいる。
- ・ ③のうち「○自然景観の保全」については、営農地帯において地域資源保全隊の景観づくり活動が行われているのが、1つの成果と言える。
- ・ 全体的に、緑化推進は今1歩というのが、全体的な評価と言える。景観計画策定の中でも緑化が1つのポイントとなっている。新たな緑の基本計画により、緑化を少しでも進められればと思っている。

- ・ P5 基本理念については前回から少し変更し、「みんなで育む みどり豊かに 健やかなまち」としている。
- ・ 3つの基本方針が先ほど P2 の3つの課題にリンクしている。
- ・ 同ページ右側、目標水準は空欄ばかりで恐縮だが、次回の会議では数値案をご提示したい。全体的な目標は地域性緑地、施設性緑地の2側面で整理していきたい。
- ・ (2)基本方針ごとの目標水準については、基本方針1ではアンケートから見る公園の利用率や満足度の向上について、基本方針2は郊外の森林や農地、河川についての評価をどう持っていくか整理がついていないため、評価の視点についてアイデアがあればいただきたい。基本方針3については、緑化活動の参加率の向上と、新設公共施設の緑化率の%を上げていきたい意向。
- ・ P6 体型図を示している。これまでの基本理念、基本方針、目標水準に紐づけて各施策を示している。これら施策から各種取り組みに展開していければ良いというイメージでいる。
- ・ P7 各施策の具体的内容を記載している。まだ頭出しで調整段階である。
- ・ 基本方針1の施策①、旭ヶ丘公園は新幹線の影響で大きく変わる可能性がある。旭ヶ丘公園は子どもたちの遊び場だけでなく多機能な役割を持つが、既存スポーツ施設が老朽化している。今後旭ヶ丘公園をどうしていくべきか、考えるタイミングが来ているのかなと思って
- ・ その他、よく利用される公園とそうでない公園がわかれており、今後町民に求められる公園も考える必要がある。
- ・ 施策⑤「地域に合った身近な緑地の整備・活用」、元農地の宅地分譲や空き地へのアパート建設により、雪の堆積場として利用可能なスペースがどんどん減っている。雪との付き合いが半年以上ある倶知安町においては、今後の土地や緑地の使い方についてしっかりと考えていく必要がある。
- ・ 基本方針2「農地の保全と活用」では、担い手不足や後継者の話が農地を維持していく上での課題となっていたり、地域資源保全隊の取組みは景観計画同様、こちらでも支えていくという考え方が重要である。
- ・ 森林の保全に関しても、カーボンオフセットや地域材活用など、みどりの循環について考えていくことが重要になる。
- ・ P8 基本方針3 緑づくり、施策②の担い手育成については、現在でも花と緑のまちづくり推進会議で取り組みんでいるフラワーマスターが今後も活躍する場を作っていく必要があると考えている。
- ・ 倶知安農業高校との連携について。生徒さんが倶知安町内で園芸や畜産、色々なところで活躍しているのが見受けられる。生徒さんと町が一緒になって取り組んでいくことが、卒業後も倶知安にずっと居ていただけることにつながると思っている。
- ・ それ以外にも様々なことが緑づくりにあると考えられる。
- ・ P9 公園施設系の配置の方針については、次回会議で配置方針図などを示したい。
- ・ 遊具のある公園(街区公園)は黒実線円が半径 300m で、点線円は町営住宅の公園である。身近な公園の配置を考えたとき、みなさんの中で考えることがあれば教えていただきたい。

- ・ 参考資料 P1 外来種一覧となっている。特にオオハンゴウソウが町内随所で繁茂している。
- ・ P2～3 自生種について載せている。これらリストをベースに、ガイドラインなどを用い、地元の自生種を庭木に植えてください、といった活用ができないかと考えている。
- ・ 基本方針に基づく各施策についての視点や、公園緑地についてはこんなことを考えた方がよい、または公園の配置についてなどご意見があれば、聞かせていただきたい。

【質疑応答】

（矢吹座長）

- ・ これから更に課題整理や具体例により、各項目をよりわかりやすくしていくと思うが、今の説明を受けて、委員の方から施策や基本方針 2 の森林・農地・河川の目標水準、考え方のヒント、公園緑地・公共緑地の配置など、ご意見をいただきたい。
- ・ P8 施策⑦にある、道立倶知安農業高校の活動が今、まちの人たちに好意的に受け入れられており、学校教育の中での活動がまちづくりにもつながっている。
- ・ 教育機関との協力も今後もっと大切になってくると考えられる。さらに高等学校と中学校がかみ合っていけば、町民全体にみどりづくりや環境学習が根付いてくると思っている。

（佐藤委員）

- ・ よく他の都市部で見られるところで、空き家になったところの樹木がそのまま放置され、建物に害をなしたり、景観に影響したりしている。
- ・ 今後空き家が増えていったときに、今後町として対策をどうするかというのは記載しておいた方がよいと思う。除雪の苦勞などから倶知安を離れ、都市部に転出する高齢者が増えてきたため、自宅の樹木をほったらかしにするなどの例が見受けられる。今後どうしていくか、景観と緑の絡みの部分だと思う。
- ・ P8 ⑥の民有地の緑化への支援については、支援だけでなく、維持のための協力も必要になってくと思う。協力する組織のことも入れたほうがよいのではないかな。
- ・ 自宅に大正の頃から生えているカツラの木が生えているが、それが自然種じゃないことを初めて知った。

（山田委員）

- ・ 不在地主の木や草が道路まで出ており、土地の緑が荒れている。近所のお家で、これまでは毎年草刈されていた方が昨年亡くなられ、どうしたら良いか困っている。

（矢吹座長）

- ・ 親族などに連絡が付けられないまま勝手に手を付けることはできない。それに対して行政が仕組みづくりをして、草刈りをして良いとしているということもある。
- ・ 農地保全隊の方も仰っていたが、知っている人の放棄地で、手を入れることができなくて困ると言っていた。何とか手を入れても良い仕組みがあれば良いと言っていた。そういった課題が整理されて、ただ何とかしましょうではなく、一緒に協力し合って解決していくというようになれば良い。雪についても同じ。

（山田委員）

- ・ 開発行為地でも、芝生が夏場きちんと草刈りされているところと今年1度もされていないところがあり、されていないところは歩道を超えてイタドリが大きくなっていた。
- ・ 冬の除雪も道幅が狭く交通事故が起こるなど、開発行為を起こすのは良いが、その後の管理をしっかりと行ってほしい。

(矢吹座長)

- ・ 規制ということではないが、配慮してくださいというお願い事項となるだろう。これも考えていく必要がある。
- ・ 景観計画も緑の基本計画も関係して、そこに住んでいる人の意見を拾って、表現していかなないと、倶知安に来てください、倶知安に住んでくださいとはならない。
- ・ 基準や規制があるが、個人の方が住宅を立てていく中で、維持管理について気をつけてくださいという視点は必要になってくる。
- ・ 今日みなさんからたくさんのご意見をいただいた。そのルールではよろしくないというご意見もあったり、かなり参考になるものをいただいた。
- ・ 次回までにまたそれが整理されつつ、またみなさんと考えなければならない点もあると思う。
- ・ もし、この場でなくても、何か気になる点があれば事務局の方に教えていただきたい。

(笠間委員)

- ・ 資料1－6、P3 景観重要公共施設の「豊かな生態系や農業などの産業を支える河川」のところに散策やレクリエーションの場ということを追加してほしい。
- ・ 道路と同じで川沿いにもアクティビティが今後出てくることが予想され、昔ながらの散歩路でもあると思う。豊かな自然環境を活かした川づくりというようなことを入れると良い。

4. 閉会